
【特集】成年後見制度施行10周年を迎えて——現状と課題 (1)

特集にあたって

2010年、現行成年後見制度は施行10周年の節目を迎えた。本特集は、この10年間に、現行制度が掲げてきた「ノーマライゼーション」や「自己決定の尊重」といった理念が、社会における法の運用の中で現実にごくまで達成され、旧禁治産制度からの脱却がごくまで図れたのか、理論と実務の両面から、あらためて問い直したいとの思いから企画されたものである。加えて、この10年間の実務を通じて顕在化してきた課題をより深く掘り起こし、その解決に向けた具体的な提言を行うことを目指している。

本特集は、切り口となる専門的な視点の差異を踏まえた二部構成を予定している。本誌（622号）では、第一部として、法律学（民法学、比較法学）の観点から、625号（予定）では第二部として、社会福祉学、実証研究の観点から、それぞれ、わが国の現行制度の問題点を見つけ出していく。考察の結果、来るべき次の10年間に向けて、立法的な政策提言をも含め、成年後見制度の新たな方向性を示したいと考えている。

本特集の第一部にあたる本誌において、上山論文は、特に「自己決定の尊重」の理念に注目し、「本人の客観的な保護」との「調和」という要請の中で、本理念がごくまで実際に実定法において保障されているのか、どこが今なお不十分なのか、ドイツ法の規定と比較しながら詳細な考察を行う。具体的には、①成年後見の開始手続き、②成年後見人の人選、③成年後見人への権限付与の範囲設定、④成年後見人の権限行使、の各場面における本人意思の尊重のあり方が問われる。さらに、成年後見利用者の行為能力の制限をめぐって、「ノーマライゼーション」の問題が論じられる。

また、熊谷論文は、法定後見制度が開始される局面に注目し、これまでの裁判例において「自己決定の尊重」と「本人保護の理念」との調和がどのように図られてきたのかについて、詳細な分析を行う。そして、各場面においていずれの理念に重きが置かれてきたのか、そうした個別の事例における手法の違いの中に、成年後見制度全体を貫く整合性をどのように見出すべきか、理論的考察の重要性を指摘する。

そして、菅論文は、よりラディカルに、理想とする成年後見制度を、判断能力の不十分な人々の「自己決定を支援する」法制度であると捉え、2005年の法改正によってそうした理想を現実化したと考えられるイギリスの成年後見制度に着目する。その際、「本人を中心に置いた」制度設計において、後見人に対する公的支援の存否が成年後見制度全体の成功／不成功の鍵を握るという構造に注目する。

（菅 富美枝）